

韓欧 FTA における認定輸出者自己証明制度

平 覚

Citation	平成 28 年度大阪税関との包括的連携協定に基づく共同研究報告書
Issue Date	2017-10-20
Type	Research Paper
Textversion	Publisher

Self-Archiving by Author
Placed on: Osaka City University

韓欧 FTA における認定輸出者自己証明制度

平 寛

I. はじめに

自由貿易協定 (Free Trade Agreement: FTA) は、関税その他の制限的通商規則がその構成地域の原産の製品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止される 2 以上の関税地域の集団をいう (GATT1994 24 条)。このため、FTA 構成地域の原産の製品は、FTA 域内貿易において、域外の WTO 加盟国が享受する最恵国待遇よりも有利な特惠待遇 (FTA 特惠) を享受することができ、域外産品よりも国際競争力を高めることが可能となる。

しかし、FTA 特惠を享受するためには、当該輸入産品が FTA 構成地域の原産品でなければならず、輸入者、輸出者または生産者は、通常、当該産品が FTA の定める原産地規則の基準を満たす FTA 域内原産品であることを証明する原産地証明書を輸入国税関に提出しなければならない。この原産地証明書の作成手続が煩雑で、人的、時間的または経済的なコストがかかり、時としてそのようなコストが特惠待遇の享受による利益を上回る場合には、FTA 特惠は意味がなく、結局、利用されなくなる。

このため、FTA を締結する多くの締約国は、FTA 利用促進対策の一つとして原産地証明書の作成を含む原産地証明制度の簡素化とコストの低減に取り組んでいる。そのような簡素化とコストの低減の方法として、最近の多くの FTA はそれ自体で、従来の商工会議所などにより原産地証明書を発給してもらう機関証明 (第 3 者証明とも呼ばれる。) と並行して、またはそれに替えて、輸入者、輸出者または生産者による自己証明の制度を導入している。とくにもっぱら自己証明制度のみを採用する FTA は、「新世代 FTA」とも呼ばれ、2016 年 2 月に署名された環太平洋経済連携協定 (TPP) などがこれに該当する¹。

2011 年 7 月から暫定適用された韓国・EU 間の FTA (韓欧 FTA)²も、産品の輸出についてもっぱら自己証明制度のみを採用しているが、注目されるのは、この FTA がより一層の簡素化とコストの低減を目指してもっぱら加盟国政府によって自ら原産地証明を行う能力があると認められた「認定輸出者」にだけ原産地証明文書 (「原産地申告 (origin declaration)」) の作成を許可する認定輸出者自己証明制度を採用している点である³。わが

¹ TPP3.20 条。

² Free Trade Agreement between the EU and its Member States and the Republic of Korea, provisionally applied on 1 July 2011, and formally entered into force on 13 December 2015 (以下、韓欧 FTA)。

³ 韓欧 FTA 原産地規則に関する議定書 (添付資料参照。以下、議定書) 15 条および 16 条。

国でも、すでにスイス、メキシコおよびペルーとの経済連携協定(EPA)において認定輸出者による自己証明制度が導入されているが、第三者証明制度と併置されており、選択制が採用されている⁴。また、TPP は、上述のようにもっぱら自己証明制度だけを採用しているが、輸出者だけではなく、輸入者および生産者も原産地証明書を作成することができる⁵。そのような意味で、もっぱら認定輸出者による原産地申告だけを認める韓欧 FTA は、独特の制度であり、新世代 FTA の中でも先端的な制度といえる。

折しも 2017 年 7 月、日欧 EPA が大枠合意されたことが報道されており、その内容はいまだ公表されていないが、韓欧 FTA と同様の認定輸出者自己証明制度が採用される可能性は高いと思われる。本稿では、そのような意味で、韓欧 FTA のこの制度の実情と課題を考察し、我が国への同制度の導入にあつたの検討素材を提供することを目的としたい。

なお、本稿は、平成 28 年度の大阪市立大学と大阪税関との産学連携包括協定に基づく大阪税関との共同研究「韓国の積極的 FTA 戦略の現状と課題 -日本の通商戦略への示唆-」の一環であるので、次章では、とくに韓欧 FTA に関わる背景として、韓国の貿易政策の展開と韓欧 FTA の特惠利用状況を概観しておく。しかし、第Ⅲ章以下の認定輸出者制度の実態分析については、言語上の問題から韓国側資料の入手には限界があるため、主に EU 側の状況を中心に行う。

II. 背景

1. 韓国の貿易政策⁶

韓国の貿易政策は、1950 年代からの約 30 年間、顕著に輸出主導型であり、たとえば、石油化学、鉄鋼、半導体、造船といった主要産業に対する政府の支援によって特徴づけられていた。1980 年代に入り、韓国は、「包括的自由化政策」を導入することにより自国経済の自由化に取り組みはじめ、1990 年代を通じて規制緩和を推進した。

その後しばらくはもっぱら WTO の多角的貿易に関心を向けていたが、2001 年のドーハ・ラウンドの開始とともに、FTA の締結に関心をもち始め、2003 年には「FTA ロードマップ」を策定し、国際競争力の強化、輸出依存型の自国経済のための海外市場の確保、エネルギーおよび原材料の供給源の確実な確保を目指して積極的な FTA 政策へと転換した。この政策転換はまた、韓国にとって政府主導型の経済構造を市場開放と規制緩和へと

⁴ たとえば、日・スイス EPA 付属書 2 の 16 条および 19 条。

⁵ TPP3.20 条。

⁶ 以下の記述は、主に European Commission, Evaluation of the Implementation of the Free Trade Agreement between the EU and its Member States and Republic of Korea, Interim Technical Report Part 1: Synthesis Report, June 2017(以下、Evaluation Report), at 34-35 による。

向かわせる国内構造改革の契機となるものであった。韓国は、2002年にはすでにチリとの最初の FTA 交渉を完了し、それ以来、シンガポール、インド、EU、および米国などの政治的および経済的に重要なパートナー諸国と FTA を締結してきた。韓国の現在の貿易政策は、包括的で質の高い FTA の締結を目指すものとなっている。このような政策の採用により、韓国は、とくに自動車、農業およびそのほかの主要部門で国内市場の開放に成功し、輸出の増大はまた韓国産業界からの積極的 FTA 政策へのより一層の支持と要請をもたらしている。表 1 は、韓国が交渉中または締結した FTA のリストである。

表 1 韓国の 2 国間貿易投資協定のリスト

Country	Type of agreement
Agreements already in effect	
ASEAN	Free Trade Agreement
Chile	Free Trade Agreement
EU	Free Trade Agreement
Iceland	Free Trade Agreement
India	Comprehensive Economic Partnership Agreement
Liechtenstein	Free Trade Agreement
Norway	Free Trade Agreement
Peru	Free Trade Agreement
Singapore	Free Trade Agreement
Switzerland	Free Trade Agreement
Turkey	Free Trade Agreement
US	Free Trade Agreement
Negotiations concluded; pending approval and application	
Australia	Free Trade Agreement
New Zealand	Free Trade Agreement
Colombia	Free Trade Agreement
Negotiations ongoing	
Canada	Free Trade Agreement
China	Free Trade Agreement
China and Japan	Free Trade Agreement
Indonesia	Comprehensive Economic Partnership Agreement
Japan	Free Trade Agreement
Mexico	Free Trade Agreement
RCEP	Free Trade Agreement
Vietnam	Free Trade Agreement

Source: Korea Customs Service.

出典: Evaluation Report, p. 35.

2. 韓欧 FTA の特惠利用状況

韓国と EU の FTA 交渉は、2007 年に開始され、3 年後、2010 年 10 月の EU 韓国サミ

ットにおいて FTA が署名された。上述のように、韓欧 FTA は、2011 年 7 月から暫定的に適用され、EU 加盟国の批准を待って 2015 年 12 月 13 日に正式に発効した。本 FTA は、EU がアジア地域の国家と交渉した最初の協定でもあり、貿易障壁の撤廃においては EU がそれ以前に締結した FTA の中で最も意欲的なものとされていた。

とくに韓欧 FTA の下での特惠関税については、協定の暫定適用の開始（2011 年 7 月 1 日）と同時に関税品目の 70%が無税扱いとなり、5 年以内にほとんどの分野のほぼすべての関税が段階的に廃止されることになっていた。韓国側については、ごく少数の重要農産品だけがより長い期間をかけて廃止されることになっていた（表 2 参照）。

表 2 韓国の特定分野における関税譲許

Sector	Average tariff (%) in Korea before FTA	% of tariff lines on which customs duties are eliminated		
		Year of start of provisional application	Year 3	Year 5
Medical devices	5	74.3	89.7	97.8
Pharmaceuticals	6.2	90.5	100	100
Agricultural products	35	40	45	65
Chemicals	6.2	87.3	94.7	99.9
Machinery and electric appliances	7.2	88.7	97.5	99.5

Note: average tariffs are not trade-weighted. Year of start of provisional application of the FTA refers to the 12-month period beginning on July 1, 2011. Full tariff schedules are provided in Annex 2-A of the FTA.

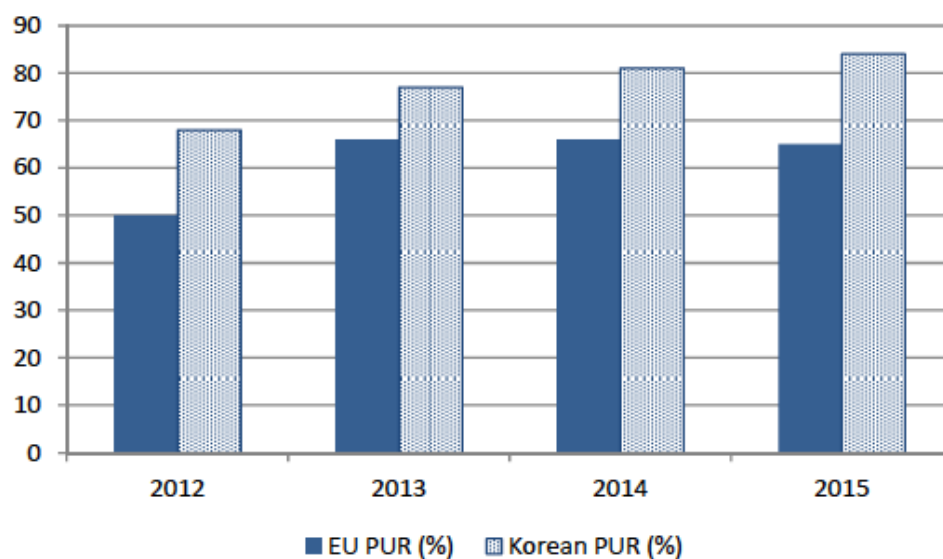
出典：Evaluation Report, at 24.

2017 年 6 月に公表された欧州委員会の「EU およびその構成国と韓国との間の FTA の実施の評価」と題する報告書⁷によれば、表 3 として引用するとおり、韓国の特惠利用率は、2012 年の 68%から 2015 年の 84%へと着実に増加し、韓欧 FTA の暫定適用の開始以来の各年において EU より著しく高い数値となっている。対照的に、EU の特惠利用率は、2012 年の 50%から 2013 年の 66%へと増加した。その後、2013 年から現在までこの利用率は横ばい状態にある⁸。

⁷ Evaluation Report, supra note 6.

⁸ Id., at 146-147.

表3 EU および韓国の FTA 特恵利用率



出典：Evaluation Report, at 45.

さらに、同報告書によれば、2014年7月から2015年6月までの産業部門別の特恵利用率と全輸出に占めるその割合は、表4として引用するとおりである。とくに韓国については、EU市場向け輸出品の特恵利用率が高い3分野は、鉱物産品(96%)、輸送機器(94%)、ならびにプラスチックおよびゴム製品(92%)である。これらの産品は、韓国のEU向け全輸出のそれぞれ4%、26%および8%を占めている⁹。

⁹ Id.

表4 EU および韓国の産業部門別特惠利用率（2014年7月から2015年6月）

Sector	EU PUR (%)	Share of exports to Korea (%)	Korean PUR (%)	Share of exports to EU (%)
Transport equipment	93	21	94	26
Animals and animal products	93	2	83	0.2
Animal or vegetable fats and oils	88	0.2	72	0.01
Vegetable products	82	1	67	0.1
Articles of stone, glass, ceramics	82	1	76	0.5
Plastics, rubber and articles thereof	81	3	92	8
Wood and wood products	81	2	9	0.4
Foodstuffs, beverages, tobacco	79	2	67	0.3
Products of the chemical or allied industries	69	12	83	5
Miscellaneous manufactured articles	69	1	58	1
Footwear, hats and other headgear	67	0.5	73	0.1
Textiles and textile articles	65	2	86	3
Arms and ammunition	59	0.01	78	0.01
Optical and photographic instruments	57	6	55	6
Raw hides, skins and saddlery	53	2	52	0.1
Machinery and appliances	48	30	72	35
Base metals, articles thereof	47	6	82	8
Pearls, precious metals, articles thereof	45	1	34	0.5
Mineral products	39	7	96	4
Other	-	2	-	1
<i>Total</i>	<i>65</i>	<i>100</i>	<i>84</i>	<i>100</i>

Sources: Korea Customs Service; European Commission (DG TRADE). Note: Data for Korean PURs correspond to January-December 2014.

出典：Evaluation report, at 148.

同報告書はまた、特惠利用率に影響を及ぼす要因として次のものを指摘している¹⁰。

◎低い最恵国（MFN）関税：

MFN関税が当初から低い部門では特惠関税を利用しないことの機会コストが低いため、FTA 特惠を利用しない要因となりうる。

◎企業に対する政府による奨励と支援：

¹⁰ Id., at 150.

政府は情報を提供し、企業を支援する際に役割を果たしうる。韓国政府は、韓欧 FTA の利用について企業を教育し、補助するために相当の支援を行い、EU に比べ相対的に高い利用率に貢献している¹¹。

◎特惠を利用することのコストと利益：

(FTA 相互間で調整されていない) 複雑な原産地規則は、原産地の確定を行うために第三者のソフトウェアを購入する必要があるため、コストの観点から企業が関税特惠を利用しない要因となりうる。

◎原産地基準の不充足：

FTA の原産地基準を満たさない製品の輸出者は、特惠利用の適格性を有しない。とくに多数の部品から構成される機械・機器その他の分野で問題となりうる。

◎認定輸出者の地位を獲得するための要件：

認定輸出者の地位の申請は、費用と時間がかかり、特惠関税を利用しようとする企業(とくに中小企業)にとって障害となりうる。

◎積送(直送)要件：

韓欧 FTA の原産地規則によれば、特惠関税待遇を享受するためには、製品は両締約国間で直送されなければならない。ただし、単一の貨物を構成する製品で、域外領域を経由し輸送され、または域外領域に一時的に蔵置されるものは、当該製品が自由流通に付されず、かつ積卸し、再積み込みおよび良好な状態に保存するために必要な他のいずれかの工程以外の工程が行われていない限りで例外とされる¹²。しかし、現行の規則の下では、とくに多様なアジア市場に自社産品を供給する前段階で貯蔵や再包装およびラベリングのような工程を行うためのロジスティカル・ハブ(ほとんどがシンガポール)を利用する EU の輸出者(たとえば酒類や化学品の輸出者)が、上述の例外を援用できず、FTA 特惠を利用することが困難となることがある。

III. 認定輸出者制度の概要

上述のように、韓欧 FTA では、製品の輸出について原産地証明はもっぱら自己証明だけが許されている。本 FTA の下で輸出される原産品は、輸出者によって作成された原産

¹¹ 本共同研究の一環として行われたソウル税関でのヒアリングによると、韓国では、原産地証明書は自己証明よりも機関証明による発行の方が圧倒的に多いが、韓欧 FTA では EU 側から自己証明が求められたため、FTA 執行官庁としての韓国関税庁は、FTA の専門家がいないう中小企業等を支援するため、「FTA-PASS」という支援システムを構築したり、関税庁指定のコンサルタントが企業を訪問し FTA 利用のアドバイスを行ったりしているという。「韓国実地調査(ヒアリング)報告書」(福本・茨田作成)、at 2 参照。

¹² 議定書 13 条 1 項。

地申告を伴わなければならない¹³。

韓欧 FTA の下で、輸出者が原産地申告を発行し、関税特恵を享受することができるためには、その総額が 6000 ユーロを超えない製品の貨物を輸出する場合を除いて、「認定輸出者」の地位を申請しなければならない¹⁴。国内税関当局がこの地位を認定する責任を負い¹⁵、輸出者は、自己の製品の原産地を検証し、かつ本 FTA の原産地規則のその他の要件を充足するために必要なすべての保証を税関当局に提出しなければならない¹⁶。認定輸出者は、当該国の税関当局から認定番号を付与され、この番号は認定輸出者が作成する原産地申告に付されなければならない¹⁷。

一般的に、認定輸出者自己証明制度は、手続の簡素化とそれによる貿易の円滑化を目指すものであるが、より具体的には次のようなメリットが指摘されている¹⁸。

◎発給コストの削減

商工会議所などの第三者機関による原産地証明書の発給に係る手数料が不要となる。

◎原産地証明書発給に係るリードタイムの削減

商工会議所などの第三者機関による発給には、審査等のための一定の事務手続期間が必要であるが、認定輸出者は、必要なタイミングで迅速な作成が可能となる。さらに、申告前に記載事項の誤りに気付いた場合などの訂正も容易である。

◎社内コンプライアンスの向上

認定輸出者は自ら原産地証明書を作成するため、社内責任者の配置や原産性を確認するための仕組みを明確化するなど、社内体制を適切に確認・整備する必要がある。この過程を経ることにより、原産性の判断に係る社内コンプライアンスが向上することが見込まれる。

他方で、デメリットとして指摘されるのは、非日常的輸出者にとって、第三者機関への原産地証明書の申請の代わりに原産地証明を自ら行うために認定輸出者の認定申請手続を経なければならない、かえって煩雑な手続とみなされる点である。

¹³ 議定書 15.1 条。

¹⁴ 議定書 16.1 条。

¹⁵ 同上。わが国では、現在、認定輸出者の認定が経済産業省の所管となっている。

¹⁶ 議定書 17.1 条。

¹⁷ 議定書 17.3 条。韓国の国内法では、「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律」(法律第 13625 号、2015 年 12 月 29 日改正、2016 年 7 月 1 日施行) 第 12 条(「原産地証明書輸出認証」)および「自由貿易協定の履行のための関税法の特例に関する法律施行令」(大統領令第 27300 号、2016 年 6 月 30 日改正、2016 年 7 月 15 日施行) 第 7 条(「原産地証明書輸出の認定要件」)に規定される。邦訳は、梅島修(ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所)「FTA 原産地証明に係る海外の法制及び企業の実施体制実態調査報告書」(平成 28 年 12 月 9 日)所収。

¹⁸ 経済産業省原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者について」(平成 25 年 5 月)、at 2-3。

しかし、認定輸出者の地位は一度獲得されればよいのであって、認定輸出者自己証明制度は、不利益よりも利益が勝ると考えられている。また、韓欧 FTA の場合、上述のように 6000 ユーロ以下の貨物の輸出についてはこの制度は適用されない。

もっとも、輸出者は、認定輸出者の地位を獲得するためのコストと FTA 特恵待遇がもたらす実際の利益を比較するであろう。そして、前者のコストが後者の利益を上回る場合には、認定輸出者の地位をあえて申請することはないであろう。とくに FTA 特恵待遇が与えられない場合に適用される通常の MFN 関税が高くない場合には、そのような可能性が高まり、むしろ MFN 関税待遇を甘受するのが実際的と考えるかもしれない。

IV. 認定輸出者の地位の申請手続

1. 申請適格者

EU 側では、EU 加盟国内に登録事務所、本部または常設の事業所を有する自然人および法人が当該加盟国において認定輸出者の地位を申請することができる。多国籍企業の子会社も法人格を持つ限りで申請適格を有するが、法人格を持たない支店については、原産地に関する主要な証明文書（税関当局が認定輸出者の地位を獲得するために必要な条件と基準を検証しかつ監督することを可能にする文書も含めて）が所在する加盟国において、親会社により申請がなされなければならない。申請する親会社は、支店が常設の事業所とみなされる場合には EU 域内に所在する必要はない。支店が常設の事業所とみなされるかどうかは国内会社法によって決定される¹⁹。

2. 認定基準

韓欧 FTA 上、認定輸出者について統一的な条件を定める申請フォームのモデルは規定されていない。EU 側では、加盟国ごとに申請フォームが異なり、時として条件も異なる。欧州委員会によれば、より統一的な条件を定めるため一定のガイドラインを作成しようとしたが、加盟国による支持を得られなかった。しかし、完全な統一化は困難であるとしても、加盟国ごとの手続の接近が望ましいため、欧州委員会は、事業者の不平等な取扱いを招くような条件が存在しないかどうかを常に監視している²⁰。

しかし、主要な基準は、接近しており、少なくとも特恵関税待遇を獲得するための要件の遵守を確保することが主眼とされている。すなわち、輸出者は要件を理解し、輸出産品

¹⁹ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, The EU-Korea Free Trade Agreement: Origin Declaration and Approved Exporter Status, *Global Trade and Customs Journal*, Vol. 7, Issue 7&8, 2012, at 316.

²⁰ *Id.*, at 317.

が当該要件を満たすときにのみ原産地申告を発行し、かつ税関による検認のためのすべての根拠となる文書を維持する義務を果たすことが必要である²¹。

欧州委員会は、他の FTA に関して、認定輸出者の地位に関する次のようなガイドラインを定めている²²。認定輸出者の地位を獲得するためには、輸出者は、少なくとも、

◎原産地申告の作成時にすべての必要な証拠または説明書類(accounting elements)を保持する産品についてのみ原産地申告を作成することを約束しなければならない。

◎許可された権限の行使方法、とくに不正確な原産地申告またはその他の権限の濫用について責任を負わなければならない。

◎原産地申告を作成する責任者が原産地規則を理解していることを確保する責任を負わなければならない。

◎原産地申告が作成された日から少なくとも 5 年間原産地に関するすべての証拠書類を保持することを約束しなければならない。

◎いつでも税関当局に原産地に関する証拠を提出し、かつ税関当局による査察を受け入れることを約束しなければならない。

◎定期的なコンプライアンス・チェックを確保することを約束しなければならない。チェックは、貨物が原産地基準を満たすものとみなされた根拠が依然として存在することを確保しなければならない。たとえばグローバルな市場価格および為替レートの変動は、付加価値基準が適用される場合には原産地の決定に影響を及ぼすことがある。

3. 認定手続の期間

EU は認定輸出者の地位の認定手続についてなんら期限を設けていない。単に「可能な限り早期に」と規定するにすぎない²³。Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、たとえば、ベルギーの場合、税関当局は完全な申請がなされてから 4 ヶ月ないし 6 ヶ月で決定するよう努力しているとされる²⁴。産品の原産地について、不完全な情報のために税関当局が申請者にさらなる情報を求める場合には、手続に遅延が生じることがある。いく

²¹ 議定書 17.1 条および 17.2 条。この点で、韓国国内法(前掲注 17)も、当然のことながら「輸出物品の原産地証明能力」などの要件を規定している。

²² Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 317. なお、日本の認定輸出者制度における認定基準は、(1)EPA 利用実績、(2)社内責任者等の配置 (①「統括責任者」の配置、②「法令業務責任者」の配置、③「原産地証明書作成担当者」の配置)、(3)連携体制の構築、とされている。経済産業省原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者について」、前掲注 18、at 3。

²³ 欧州共同体関税法 6.2 条。

²⁴ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 317. 日本の場合、申請を受理した後、20 日程度を目途に審査を行い、審査結果を申請者に通知する。経済産業省原産地証明室「原産地証明法に基づく認定輸出者について」、前掲注 18、at 4。

つかの加盟国は、とくに韓国との特惠貿易について、より簡単に認定を与えるために「簡略化された」手続を導入している。それはたとえば、他の FTA で認定されている輸出者に対しては韓国との貿易について単に延長を要請することを認めたり、手続の迅速化を図るため韓国への輸出のための認定申請に優先権を与えたりしている。前者についていえば、産品が他の協定の下で原産地基準を満たすのであれば、一般的には標準的であるかまたはより緩やかな韓欧 FTA の原産地基準を満たす可能性が高いからである。欧州委員会は、この簡略化された手続がすべての加盟国で採用されることを奨励している。EU は、EU 輸出者の原産地申告が韓国税関に輸入から 1 年以内に提示されなければならないことに留意し、すべての EU 輸出者が最大限にかつできる限り迅速に韓欧 FTA からの特惠を受益することを目指している²⁵。

4. 認定または拒絶

EU 側では、産品の原産性を検認するために必要なすべての保証と特惠原産であるための条件が満たされることを確認した加盟国の中央税関当局は、認定輸出者の地位を認定することになる。しかし、標準的な EU の認定形式は存在しない。少なくとも認定には、原産地申告に要求される特定の確認番号が付されなければならない²⁶。

Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、ベルギーでは、認定の範囲は、関税表によって確認された特定の産品に限定され、そのため有効な原産地申告は当該特定産品についてのみ作成可能である²⁷。

EU では、税関当局が認定申請を拒絶する場合には、抗弁権(rights of defense)に関する一般的 EU 原則が適用される。税関当局は、根拠とした文書とともに拒絶を書面により通知しなければならない。輸出者は、意見書を提出する十分な猶予を与えられ、税関当局はその意見書を適切に考慮しなければならない。この抗弁権を行使することが不可能であったり過度に困難であったりしないように十分な猶予期間が設けられなければならない。輸出者がこの期間に見解を表明しない場合には抗弁権を放棄したものとみなされる。抗弁権の侵害は拒絶決定を無効にする²⁸。

輸出者はさらに、不服申立てをすることができる²⁹。拒絶の決定は、その根拠となった理由と不服申立ての権利を述べなければならない。不服申立ての権利は、申請者によって、最初に、関係する EU 加盟国がそのために指定した税関当局において行使され、その後、当該 EU 加盟国の法令で定める司法機関などの独立機関において行使される。このような

²⁵ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 317.

²⁶ 議定書 17.3 条。

²⁷ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 318.

²⁸ Id.

²⁹ 共同体関税法 243 条。

2段階の手続を採用するかどうかは、各加盟国の判断による。しかし、實際上、EUの輸出者が韓国への輸入から1年以内に韓国輸入者へ有効な原産地申告を提示しなければならないため、一般的に長い時間がかかる裁判手続は有用ではない。上述のように、實際上、輸出者は、とくに特惠待遇が存在しない場合の通常のMFN関税が高くないか、または自己の輸出に影響を及ぼさない場合に、認定輸出者の地位を獲得するためのコストと実際の利益を比較するであろう³⁰。

5. 認定輸出者の地位のEU域内効力

EUに特有の事情として認定輸出者の地位のEU域内効力が問題となりうる。この点で、EUでは、認定した税関当局がいずれであってもEU域内全域で有効である。EUの認定輸出者は、EU域内の実際の輸出地がどこであれ輸出貨物の有効な原産地申告を作成することができる。このことはすなわち、韓国の税関当局は、特定のEU加盟国の認定輸出者が作成した原産地申告を、貨物が同一の輸出者によって異なる加盟国のプラントから輸出された場合でも受理しなければならないことを意味する³¹。

6. 認定輸出者と認定事業者(AEO)の区別

認定輸出者の地位と認定事業者(Authorized Economic Operator: AEO)の地位は混同されるべきではない。AEOの概念は、国際貿易における物流の安全性を高め、同時に正当な貿易を円滑化するため世界税関機構(WCO)によって導入されたものである。このため、税関当局は、一定の基準に基づき事業者を審査し、適格であると判断する場合にAEOの地位を認定する。AEOの地位の申請は任意である。AEOの地位を獲得した事業者は、簡素化・迅速化された税関手続やセキュリティー管理に関する便宜の利益を享受することができる³²。AEOの地位は、認定輸出者の地位を付与するものではないが、認定手続を迅速化する。税関当局は、AEO事業者の情報を十分に把握しているはずだからである³³。

³⁰ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 318.

³¹ Id., at 318-319.

³² AEO制度は我が国でも導入されており、1. 事業者は、自社が関与する物流において、①税関手続等に関する法令を遵守すること(コンプライアンス遵守)、②取扱貨物の安全を確保していること(セキュリティー管理)を税関とともにあらかじめ確認する、2. 税関は、AEO事業者に対して適正な税関手続と貨物管理を行う者として、簡素化・迅速化した税関手続を提供する、こととされている。AEO制度の対象となる事業者は、輸入者、輸出者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者などで、平成29年7月18日現在、計612者となっている。大阪税関資料「我が国の認定事業者(AEO: Authorized Economic Operator)制度」。

³³ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, supra note 19, at 319.

V. 原産地申告

原産地申告は、インボイス、配達状または産品を確認するために十分詳細な産品についての記載を含むその他のいずれかの商業文書上に産品の原産地を記入したもので、輸出者によって作成される³⁴。原産地申告は、次のような文言で記載されなければならない。

‘The exporter of the products covered by this document (costoms authorization No. …) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of … preferential origin’.³⁵

認定輸出者は自己の認定番号を記載しなければならない。輸出者は原産地申告に署名する必要はない。ただし、その場合、輸出者は、当該申告書について完全に責任を負うことを別途書面で受諾しなければならない³⁶。原産地申告の文言は、大文字で、タイプ、押印、印刷または手書きすることができる³⁷。

輸出者は、輸出産品が特惠待遇を享受するためのすべての要件を充足する場合にのみ、原産地申告を作成しなければならない。税関当局は原産地申告の正確さを検認しようとするので、輸出者は原産地申告を裏付けるすべての文書を保持しなければならない³⁸(22条)。

輸出者自身が貨物を製造しない場合、または他社が製造した部品を使用する場合、輸出者は供給者申告を入手する必要がある。原産地申告と同様に、供給者申告は、商業的インボイスまたは貨物を確認するために十分詳細に当該貨物を記述するその他いずれかの商業的文書上に記入されなければならない。ただし、供給者申告は、輸出者が有効な原産地申告を作成することを免除するものではない。

輸出者は必ずしも原産地の専門家ではないため自己の産品の原産地の確定が困難となる場合があるが、そのような場合、税関当局が支援することができる。Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、EU では、輸出者は「拘束力のある原産地情報(binding origin information)」を申請することによって税関から支援を受け、原産地の決定さえ行ってもらうことができ、それによって原産地申告を作成することができるという。「拘束力ある原産地情報」は特惠待遇を付与するのに十分なものではないが、おそらく輸出貨物の原産地

³⁴ 議定書 15.1 条。

³⁵ 議定書の Annex III は、韓国および EU の公式言語で原産地申告の公式文章を規定している。

³⁶ 議定書 16.5 条。

³⁷ 議定書 16.4 条。

³⁸ 議定書 22 条。

を確定するための決定的な裏付け文書となる³⁹。

原産地規則は産品の関税分類に依拠しているため、輸出者はまた、後に適用可能な原産地規則を確認するため、最初に適正な関税分類を決定するための支援を求めることもできる。その場合、輸出者は、税関に「拘束力ある関税情報」を要請することができる⁴⁰。

ところで、上述のように、輸出者は、原産地申告を行うときに認定を受けなければならない。有効な原産地申告は認定を受けて初めて作成することができる。輸出者が産品の輸出後に認定輸出者の地位を獲得した場合でも、原産地申告は輸入国において受理されなければならない。

原産地申告はまた、時宜に応じたものでなければならない。通常、原産地申告は輸出の際に作成され、輸入者が直ちに特惠待遇を享受できるように、輸入の際に入手可能でなければならない。しかし、場合によっては、輸出者は輸出の時点で原産地申告を作成しなくともよい。輸出者が、輸出の時点でいまだ認定輸出者の地位を獲得していない場合がある。原産地申告は輸出後に作成することが可能であり、輸入後に税関に提出することも可能である。ただし、輸出者が原産地申告の作成時に認定輸出者であり、他のすべての要件が充足されていることを条件とする。その場合、非特惠の輸入関税は還付される。

EU では、輸入の日から 2 年以内に韓国の原産地申告が提出されれば特惠が遡及的に適用される。韓国では、EU の原産地申告が 1 年以内に提出されなければならない⁴¹。このような遡及的な作成を認めるのは、認定輸出者の地位を獲得するのに時間を要するという認識が存在するからである。しかし、韓国産品は、EU 産品よりも特惠関税待遇を与えられる期間が長いことになる。このため欧州委員会は、加盟国に対し認定輸出者制度を創設するにあたって EU 産品についてのより短い時間的枠組みを考慮に入れるよう要請した⁴²。

さらに、原産地申告には発行の日から 12 ヶ月という有効期間があり、その期間内に税関に提出されなければならない⁴³。ただし、2 つ例外が存在する。第 1 に、例外的事情が存在する場合には税関は 12 ヶ月の期限を徒過した原産地申告を受理することができる⁴⁴。「例外的事情」は定義されていないが、FTA の文脈では、一般的に輸出者またはその代理人の支配の及ばない事情で、稀にしか発生せず、かつ輸入国税関当局が産品の原産地を検認する能力を害さないものを意味するとされる⁴⁵。輸入者が立証責任を負うが、実際上その立証は困難であろう。第 2 に、原産地申告の有効期間内に当該貨物が税関に提示される

³⁹ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 320.

⁴⁰ *Id.*

⁴¹ 議定書 16.6 条。韓国国内法は 1 年以内と定める。

⁴² Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 320.

⁴³ 議定書 18.1 条。

⁴⁴ 議定書 18.2 条。

⁴⁵ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 321.

場合には、税関は、有効期限が徒過した原産地申告を受理することができる⁴⁶。議定書 18.2 条および 18.3 条における「できる(may)」は、税関当局が有効期限の切れた原産地申告を受理するかどうかについて一定の裁量権を有することを意味する。ただし、例外の適用には、16.6 条の制約があり、有効期限が切れた原産地証明が受理されるためには、EU では輸入の日から 2 年以内に、また韓国では 1 年以内に提出されなければならない。有効な原産地証明は輸入の際に特惠待遇を請求するために要求されるが、EU および韓国は、原産地申告が実際に税関に提出されなければならないのか、または単に税関に対して入手可能な状態に保持しておけば足りるのかを決定する自由を有する⁴⁷。

VI. 認定利用の監視

認定輸出者の地位の認定には通常期限の定めがない。認定輸出者の法令順守を維持するため税関当局は認定輸出者による認定の利用を監視する⁴⁸。実際には、税関当局は輸出者のために監査計画を作成する。税関当局は法令を遵守しない認定輸出者に認定を取り消すことができる⁴⁹。しかし、韓欧 FTA は将来の申請に対する取消しの効果を規定していない。取消しに先立ち、認定輸出者は暫定的な停止期間中に問題の是正機会を与えられなければならない。さらに、取消しは将来に向けて行われ、取消しの日以後に作成された原産地申告は無効となる。輸出者は、取消しの原因となった事態を改善したことを当局に証明する場合には認定輸出者の地位を再取得することができる。関税特惠待遇を享受するため、認定輸出者が故意または過失により誤った原産地申告または裏付け文書を作成した場合には、取消しは罰則を伴い⁵⁰、認定輸出者の地位の回復はより困難となる⁵¹。

VII. 原産地の検認と相互援助

1. リスクに基づく検認

税関当局はあらゆる関税申告およびその中の原産地決定の正確さを含む個別事項を規制する権限を有するが、限られた資源のために実際には限界がある。さらに、そのような権限行使は、関税手続の過度の遅延を招くことになる。EU 税関当局は、現在はリスク管理

⁴⁶ 議定書 18.3 条。

⁴⁷ 議定書 19 条。

⁴⁸ 議定書 17.4 条。

⁴⁹ 議定書 17.5 条。

⁵⁰ 議定書 29 条。

⁵¹ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 321.

のための自動化された制度を導入している⁵²。リスク管理は、輸入国の税関当局が規制を改善し、税関資源のより効率的な配分を行うことを可能にするものである。したがって、検認は、輸入国の税関当局が製品の原産地申告の真正性(authenticity)に合理的な疑いを抱く場合に、または任意に(at random)実施される⁵³。疑いは、貨物の輸入の際に、またはその後の通関後の検認(post-clearance verification)の際に生じることがある。税関当局が貨物の特惠原産地に言及する関税申告を輸入の際に受理したという事実は、原産地申告が有効であるという正当な期待を生じさせるものではなく、通関後の「関税回復措置(duty-recovery)」⁵⁴を妨げない。ほとんどの検認は、書面による証拠に基づき、訪問検認はかなり例外的である。

2. 権限分担

韓欧 FTA は、検認に関して明確な権限分担を規定する。輸入国税関当局は、検認の実施を輸出国に要請しなければならない、かつたとえ同意しない場合でも輸出国の認定に拘束される。行政協力体制は輸出入国当局間の相互信頼と責任分担体制に基づくものである。輸出国税関当局だけが、当該貨物が自国の原産であり原産地申告が真正であるかどうかを決定する権限を有する。輸入国税関当局は、たとえば製品の真の原産地について合理的な疑いを有する場合でも、一方的に原産地申告を拒絶することはできない。むしろ、輸入国にとって唯一可能な方法は、輸出国の税関当局に事後の原産地の検認を依頼することである⁵⁵。したがって、輸入国の税関当局は、輸出国の税関当局が当該貨物は輸出国の原産品ではないという決定を行わない限り、原産地を理由として特惠待遇を拒否することはできない。さらに、韓国と EU は、輸入の際には、原産地申告だけで十分であり、輸出者に対して製品の原産地を裏付ける他の文書や認定輸出者としての地位を認定する文書を要求しないことを合意している⁵⁶。

他方で、輸出国税関当局は、当局が定める合理的な期間内に、製品が実際に特惠対象品であることの証拠の提出を輸出者に命じ、場合によっては、訪問調査を行う。そのために、輸出者は、原産地申告の写しと貨物の原産性とその他の要件の充足を証明する文書を保持しなければならない⁵⁷。検認を要求した輸入国の税関当局は、最大で 10 ヶ月以内に検認結果を通知される。10 ヶ月以内に回答がない場合、または回答が十分明確な情報を含まない

⁵² EU 関税法 13 条。

⁵³ 議定書 27.2 条。

⁵⁴ 日本関税法 7 条の 16 にいう「更正」に近いと思われる。

⁵⁵ 議定書 27.3 条および 27.4 条。

⁵⁶ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 322.

⁵⁷ 議定書 16.3 条。

場合には、輸入国税関当局は、特惠待遇の許与を拒絶しなければならない⁵⁸。輸入国税関当局は、一般的に検認結果に拘束される。輸入国は輸出国の決定の合法性の再審査や異議申立ての権利を持たない。検認手続をもっぱら輸出国の権限として分担するのは、輸出国に検認のための証拠や裏付けとなる情報が所在することから合理的であるといえるが、さらに、輸入国による保護主義的な権限濫用を防止する意義も有するといえるであろう。検認手続に関連して両国の税関当局間に紛争が発生する場合、または本 FTA の規定の解釈について紛争が発生する場合、それらの紛争は合同の関税委員会に付託される⁵⁹。

3. 輸入者の関税支払義務

EU では、特惠原産地が認定されない場合、たとえその原因が輸出者に帰す場合でも、輸入者が関税を支払わなければならない。輸出者は関税債務者ではない。Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe によれば、このことは次のような考慮に基づく。すなわち、EU は、韓国の供給者の違法行為の結果生じた不利益を負担すべきではないこと、輸入者は、違法行為者に補償を請求することができること、規則を熟知する賢明な輸入者は、通常取引リスクとみなし、受け入れた市場に固有のリスクを評価することができなければならないことである。輸入者は常に賢明でなければならず、かつ「信義誠実」に依拠して救済されるべきではない。これに関連し、欧州司法裁判所も、もし輸入者の責任を解除するのに信義誠実が十分であるとすると、輸出者が提供した情報の正確さや輸出者の信義誠実を検証することを輸入者が差し控える誘因となることが懸念されると述べているという。Gavier & Luc Verhaeghe は、結局、場合によっては不当でありうるが、輸入者の責任は、支払われるべき関税が EU それ自体の資産の一部であり、したがって不可欠のものであり、税関当局が回復すべきものだからであると述べている。このような場合、輸入者は、輸出者から原産地性の否認から生じた輸入者による関税の支払いが償還されるべきであるとする契約上の保証を取得しておくべきとされる⁶⁰。

VIII. おわりに

韓欧 FTA は、少額の貨物の場合を除き、原産地申告をもっぱら認定輸出者にのみ許容する先端的な自己証明制度を採用している。制度的には、事後の検認手続が輸出国に任せられ、輸入国は原則として異議を唱えることができない権限分担の仕組みが注目されよう。本稿では、この制度の実態分析を、言語上の資料の制約から、主に EU 側の状況を中心に

⁵⁸ 議定書 26.7 条および 27.7 条。

⁵⁹ Patricio Diaz Gavier & Luc Verhaeghe, *supra* note 19, at 324.

⁶⁰ *Id.*

行った。EU では、FTA 特恵利用率を高めるために様々な制度的枠組みと支援が用意されている。大枠合意がなされた日欧 FTA においても、同様の認定輸出者自己証明制度が採用されるとすれば、本稿での実態分析は、我が国の制度設計において一定の示唆を与えるものとなるであろう。韓国側の実施状況については、十分な分析ができなかったが、少なくとも FTA 特恵利用率は EU より相当に高い水準にあり、韓国側の認定輸出者自己証明制度の利用は活発であることが推測される。そしてそれは、韓国政府や税関当局の中小企業を含む輸出者への様々な支援策が功を奏していることを裏付けるものであろう。

【資料】

韓欧 FTA

PROTOCOL CONCERNING THE DEFINITION OF ‘ORIGINATING PRODUCTS’ AND METHODS OF ADMINISTRATIVE COOPERATION

.....

TITLE V PROOF OF ORIGIN

Article 13: Direct Transport

1. The preferential treatment provided for under this Agreement applies only to products, satisfying the requirements of this Protocol, which are transported directly between the Parties. However, products constituting one single consignment may be transported through other territories with, should the occasion arise, trans-shipment or temporary warehousing in such territories, provided that they are not released for free circulation in the country of transit or warehousing and do not undergo operations other than unloading, reloading or any operation designed to preserve them in good condition.

2. Evidence that the conditions set out in paragraph 1 have been fulfilled shall be supplied to the customs authority, in accordance with the procedures applicable in the importing Party, by the production of: [...]

ARTICLE 15: GENERAL REQUIREMENTS

1. Products originating in the EU Party shall, on importation into Korea and products originating in Korea shall, on importation into the EU Party benefit from preferential tariff treatment of this Agreement on the basis of a declaration, subsequently referred to as the “origin declaration”, given by the exporter on an invoice, a delivery note or any other commercial document which describes the products concerned in sufficient detail to enable them to be identified. The texts of the origin declarations appear in Annex III.

2. Notwithstanding paragraph 1, originating products within the meaning of this Protocol shall, in the cases specified in Article 21, benefit from preferential tariff treatment of this Agreement without it being necessary to submit any of the documents referred to in paragraph 1.

ARTICLE 16: CONDITIONS FOR MAKING OUT AN ORIGIN DECLARATION

1. An origin declaration as referred to in Article 15.1 of this Protocol may be made out:

1. (a) by an approved exporter within the meaning of Article 17; or
2. (b) by any exporter for any consignment consisting of one or more packages containing originating products whose total value does not exceed 6,000 euros.

2. Without prejudice to paragraph 3, an origin declaration may be made out if the products concerned can be considered as products originating in the EU Party or in Korea and fulfil the other requirements of this Protocol.

3. The exporter making out an origin declaration shall be prepared to submit at any time, at the request of the customs authorities of the exporting Party, all appropriate documents proving the originating status of the products concerned including statements from the suppliers or producers in accordance with domestic legislation as well as the fulfilment of the other requirements of this Protocol.

4. An origin declaration shall be made out by the exporter by typing, stamping or printing on the invoice, the delivery note or another commercial document, the text which appears in Annex III, using one of the linguistic versions set out in that Annex and in accordance with the legislation of the exporting Party. If the declaration is handwritten, it shall be written in ink in capital characters.

5. Origin declarations shall bear the original signature of the exporter in manuscript. However, an approved exporter within the meaning of Article 17 shall not be required to sign such declarations provided that he gives the customs authorities of the exporting Party a written undertaking that he accepts full responsibility for any origin declaration which identifies him as if it had been signed in manuscript by him.

6. An origin declaration may be made out by the exporter when the products to which it relates are exported, or after exportation on condition that it is presented in the

importing Party no longer than two years or the period specified in the legislation of the importing Party after the importation of the products to which it relates.

ARTICLE 17: APPROVED EXPORTER

1. The customs authorities of the exporting Party may authorise any exporter, (hereinafter referred to as “approved exporter”), who exports products under this Agreement to make out origin declarations irrespective of the value of the products concerned in accordance with appropriate conditions in the respective laws and regulations of the exporting Party. An exporter seeking such authorisation must offer to the satisfaction of the customs authorities all guarantees necessary to verify the originating status of the products as well as the fulfilment of the other requirements of this Protocol.
2. The customs authorities may grant the status of approved exporter subject to any conditions which they consider appropriate.
3. The customs authorities shall grant to the approved exporter a customs authorisation number which shall appear on the origin declaration.
4. The customs authorities shall monitor the use of the authorisation by the approved exporter.
5. The customs authorities may withdraw the authorisation at any time. They shall do so where the approved exporter no longer offers the guarantees referred to in paragraph 1, no longer fulfils the conditions referred to in paragraph 2 or otherwise makes an incorrect use of the authorisation.

ARTICLE 18: VALIDITY OF PROOF OF ORIGIN

1. A proof of origin shall be valid for 12 months from the date of issue in the exporting Party, and preferential tariff treatment shall be claimed within the said period to the customs authorities of the importing Party.
2. Proofs of origin which are submitted to the customs authorities of the importing Party after the final date for presentation specified in paragraph 1 may be accepted for the purpose of preferential tariff treatment in accordance with the respective laws and

regulations of the importing Party, where the failure to submit these documents by the final date set is due to exceptional circumstances.

3. In cases of belated presentation other than those of paragraph 2, the customs authorities of the importing Party may accept the proofs of origin in accordance with the procedures of the Parties where the products have been presented before the said final date.

ARTICLE 19: CLAIMS FOR PREFERENTIAL TARIFF TREATMENT AND SUBMISSION OF PROOF OF ORIGIN

For the purpose of claiming preferential tariff treatment, proofs of origin shall, if required by the laws and regulations of the importing Party, be submitted to the customs authorities of the importing Party. The said authorities may require a translation of a proof of origin and may also require the import declaration to be accompanied by a statement from the importer to the effect that the products meet the conditions required for the application of this Agreement.

.....